

明君創造と藩屏国家(一)

深谷克己

はじめに

『率章録』の「序」には、「我国の先君芳烈公（池田光政）は、世に希なる明君にして、其徳も、其道も、古の聖賢の君といへ共、耻給ふ所なし。」「古のかしこき君の法にしたがひ給はんとらば、我國の芳烈公にしくはなかるべし」とある。⁽¹⁾『率章録』は、岡山藩主池田光政の代表的な言行録の一つで、一八世紀後半安永初年に藩士近藤生涯が藩主の君則として七代藩主治政に献呈したものである。本稿では以下、「明君」という表現を用いるが、それは、引用したような岡山藩の明君録の実際の用法を考慮するからである。⁽²⁾

このような明君あるいは明君像が藩体制にとってどういう意味を持ったのかということ考察するのが本稿の課題であるが、予測的に言えば、明君（像）の存在は藩体制が国家的性格を保持することの証であると思われる。藩体制はたんなる権力機構のではなく、国家権力であり、その表明が国家の主権者である大名存在（主権人

格）であり、その理想形である明君（像）であろうという予測である。

そのような性格を保持するものとしての藩体制を、本稿では藩屏国家と呼ぶ。一八世紀末寛政年間に岡山藩の藩士齊藤一興が編纂した『池田家履歴略記』の「叙」（武元恒撰）の冒頭に、「吾東方、自神祖肇命而封建之制始立矣、大小諸侯星羅四周、藩屏国家而各私其土、專其政、繼世而治」⁽³⁾とあるが、これは日本の近世の政治体制を巧みに描写している。もともとここでの「藩屏国家」は「国家を藩屏す」と読むべきで、「国家」は中央政権である江戸幕府を指す。

本稿の藩屏国家は、その国家を取りまいて垣根となっている大小の「諸侯」権力のことである。東洋古典の言葉を駆使してはいるが、領地を「私」し領地での政治を「専」にし、そのまま世襲して「治」めるという「封建之制」は、同時代の中国・朝鮮の統治の仕組みとは大いに異なっている。また私としては藩屏国家と表現すること、すでに広まっている「藩国家」という概念に対して距離をおきたい。藩国家とは、大名の自分仕置権の強さや、国産政策など

に現れる藩経済自立の高まりを強調する立場から用いられる。つまり藩の、幕府への対峙力を含意させている。しかし私は、同じ水準で幕藩の力の強弱を測るような視角には疑問を持つ。その視角では、従来からの疑問である集権・分権の議論は克服できないと考える。

明君(像)を取り扱おうとすれば、幕藩制国家が上下の身分制的重層国家であることを認めなければ説明できないことに思い当る。

私見ではそういう国家形態の中で、藩体制は下位国家である。それは領民・領地・預治機構・異見法度・主権人格を有することで国家性を保持している。その理由は統一権力(中央政権)の限界に求めらるべきであるが、しかしその限界を克服して全国性を獲得する仕組みこそが、上位国家と下位国家との重層構成からなる幕藩制国家なのである。藩屏国家とは、このような意味での下位国家を言い表すための用語である。藩屏国家が、その主権象徴の理想形を求めていく過程が、明君(像)創造なのである。

本稿はまた、近世の政治的身分関係意識がどのような回路を経て形成されるかについての強い関心をもなっている。最近の研究の中で、『太平記評判秘伝理尽鈔』の講釈師の活動に近世政治思想成立の契機を見いだそうとした若尾政希「太平記読みの歴史的位^④置」はたいへん刺激的な考察であり、視角の提起であつた。これは、近世政治思想を儒学の系統だけからを引きだそうとしてきた方法に根本的な疑問を呈し、中世日本に原由を探って形成的に明確にしよ^⑤うとした点、武士と庶民の政治思想形成を一体的に把握しようとし

た点など、興味深い論文であるが、それだけに難点も大寫しになる。一つは若尾論文が大名に用いている「指導者」「指導者像」という概念、もう一つは政治思想が講釈で普及するという想定である。私にはやはり、大名領の社会的諸力の磁場のなかに政治理念と身分関係意識を陶冶する因子と契機を探るといふ視角に立つべきだと私は考えるのであるが、じつはその疑問が、本稿の視点なのである。

一 明君像の要件

1 明君の要件と言行録の蓄積

明君とはどういう要件を備えた大名であるのか。これを初期岡山藩に登場した明君である池田光政の明君録でたしかめてみたい。

前出『率章録』の「目録」を見ると、卷一(孝親、奉先、忠君、陸族、崇学、法古)、卷二(正義、勸善、拳能)、卷三(施教、仁恵、恤救、愛士、寛容)、卷四(剛毅、修武、慎政、節儉)、卷五(安命、知人、近下、謙恭、改過、明罰、格物、愛物)の二六項目の明君言行に分類されている^⑥。これらは、明らかに儒教的な基準で言行を分類したものであるが、古代中国の聖人君子の言行とは大きな距離がある。項目の立て方にも、項目の中のそれぞれ逸話にも、日本近世の特徴が現れ、光政の固有の人格が反映している。

岡山藩にあつては、明君像は光政像として大きくなり、その言行録の蓄積とでもいふべき記録群が集積される。『池田光政公伝』^⑥に、

それらの大要が整理されているので、代表的なものを列記してみよう。

『永忠自筆覚書』（津田永忠 承応三―寛文三年・一六五四―一六

三）

『烈公間語』（池田政倫 元禄二年・一六八九）

『芳烈祠堂記』（市浦清七郎 宝年一年・一七〇四年）

『有斐録』（三村某 寛延初年・一七四八、九年頃）

『備藩集義録』（近藤篤 明和年間・一七六〇年代後半）

『君則』（近藤篤 未詳）

『雨夜の燈』（湯浅常山 明和八年・一七七二）

『率章録』（近藤西涯 安永初年・一七七〇年代前半頃）

『吉備温故秘録』巻之百一「有斐録」（大澤市大夫 寛政年間・一

七九〇年代）

『池田家履略記』（斎藤清次右衛門一興 寛政年間・一七九〇年

代）

『吉備烈公遺事』（湯浅新兵衛元禎 寛政九年・一七九七）

『仰止録』（早川助右衛門 文政七年・一八二四）

『仰止録付録』（早川助右衛門 未詳）

外、『胎謀録』『由章堯言』『温故雜記』『泳化余編』『貢而者草』

『備前少将御家訓』『備前国政聞書』等々、

である。冒頭の「永忠自筆覚書」は後世に編集された明君録ではなく、身近な側近者の同時代の観察録である。しかし、当時二〇代前

半であった津田永忠の目は光政への崇敬感に満ちており、ほとんど明君言行録にひとしい。ただし、永忠のこの観察録が後の明君録の骨子になっていくわけではない。

2 新太郎様御代という歴史認識

池田光政の幼名は幸隆であり、元服の際、将軍家光の諱の一字を与えられて光政と改名した。しかし光政は新太郎という通称を好み、一生これを用いた。日記をはじめ公式の文書にも新太郎と書き、将軍家光も新太郎と呼ぶことがあり、老中奉書さえ松平新太郎宛になっている。官名は左近衛少将であったから、新太郎少将と使うこともあった。この通称への固執を、どの明君録も誇らかに強調する。

『有斐録』三二六話を見よう。⁽⁷⁾

一、公御終身新太郎様と申き。諸大名此事は如何候はん、改らるべきかと物語有し時、公其事は仰られず、近頃も江戸の町を辿り候に、鍛冶に大和守或は鏡磨に何の大掾など申名の候。さのみ難有も覚候はずと、の給ひし。江戸御性⁽⁸⁾来関札にも、備前少将とは不被遊候事（諸家源秘録に見ゆ）。

元は同一であろう同様の話が、『吉備烈公遺事』⁽⁸⁾にもあり、『率章録』にも見える。ただし『諸家源秘録』を典拠として、参勤行路で備前少将という名乗りを用いなかったことを指摘しているのは「有斐録」だけである。この逸話は、官位呼称に縛られない藩主の自恃を肯定する領内の空気の反映であろうと思われる。

「有斐録」一四〇話にも、新太郎呼称をとまう次のような逸話を収録している。⁽⁹⁾

一、享保己来（一八世紀一〇年代後半以降）の事なり。或備前侍の、江戸浅草辺の茶やに腰掛て居る処へ、其辺の老人七十有余なるが来れば、茶やの亭主いふやう。老人、此侍を何国の御家中と被見候や。兼て其元、諸国の風俗を能見わけ候と被申候へば、目利（可）被致といへば、されば先三十万石以上の御屋敷の御侍と見へ候。芸州とも見へず、長州御家中にて可有といふ。亭主いふは、兼て自満なれども、違申候。此御侍は備前にて候といへば、老人驚て、侍に対していふ。必御心に被掛問敷候。備前も御風儀殊外替り申候。江戸にても備前風とて、御家中の風儀、甚しつぱりと仕候て能見分られ候に、只今は左様にも成候やといふ。扱その備前風と申は、新太郎様御代、江戸中に無紛、御質素成儀に御座候処、今は髪の上、御衣服等、巳前の御家風は少しも無御座、か様にも違候物かなといへば、其侍は、無詞して帰り去るとなり。光政が、藩主の地位を退いたのは寛文一二年（一六七二）、六四年の時である。岡山藩主の地位に四一年間もあり、致仕後も天和二年（一六八二）の死去まで大きな影響力をもっていた。この逸話で「享保己来」という頃の藩主は、正徳四年（一七一二）に死んだ光政の子の綱政の時代も過ぎてその次の継政の時であるが、備前風と評価された家中の質素堅実さは光政の影響力が弱まったことで失われたとする受け取り方があるために、「新太郎様御代」が理想の時

代に描かれるのである。

「新太郎様御代」という認識は、明君録だけでなく、正式の藩法令の中にも新太郎という呼称が取り込まれている。享保八年（一七二三）八月「御家中江被仰出趣」がそうである。⁽¹⁰⁾これを触れた頃の藩主は備前風の低下を江戸で噂された継正である。その第三条は、

一、寛文八年新太郎様被仰出候趣ニも大身小身共、たとへハ振廻等之義ニ付而も色々手を替え手くろうして法を破るもの間ニ有之由聞伝候。不合点心得そこそないにて、背候ものよりハ不屈成義ニ候。右之通、御留帳ニも有之候。此御趣意ヲ尤成事ニ思召、只今も右之族有之様ニ被及聞召候。只今迄之義は其分、此後右之趣ニ而は御趣意致相違候段弥相心得、相改候様ニと思召候。

この条項は、この後に心を入れ替えるべき一〇の形の生活態度をあげている。引用した部分の中の「大身小身」から「不屈成義」までが冒頭の「寛文八年新太郎様被仰出候」法令の文言そのままである。この寛文八年六月朔日の風儀分限法令は、いくつかの触書からなり、量的にも大部なもので、「被仰出覚」「覚」「家中へ申聞覚」「村代官忍御歩行御船頭中へ」「百姓中^中」「町中^中」「相尋候得ハ猪右衛門被申渡覚」など、身分職掌の異なる全藩領の相手を対象にしている。⁽¹¹⁾継政は享保八年風儀令を出すにあたり、寛文八年の「新太郎様被仰出候趣」を引き継ぐかたちによることによって、触書の權威を高めようとしたのである。この享保八年令は、第一五条でも、「一、新太郎様御代ニ御法被仰出候義、切々、頭々より下^下読聞せ

候様ニ被仰付候由、御尤之御義ニ被思召候間、何も右之趣心得、頭方已上は銘々忘失無之心掛け、但支配方之者¹¹も不絶可申間旨仰ニ候。」とある。これも、法令を徹底させるために光政時代のやり方を引例し、強調したものである。

新太郎様御代という表現はこのように、光政が明君であったという認識をとめない、さらにその認識を強める慣用句のようなものであった。しかしもう一つ、「公の御時代」という言い方も同じ意味をもった。公とは光政の場合、芳烈公あるいは烈公の略称である。

芳烈公とは、死後光政におくられた尊称であるが、その略称の「公」を明君録では「公の御時代」（『率章録』巻四）、「公の御時」（『仰止録』）というように使った。文政七年（一八二四年）に儒臣督学早川助右衛門が編集した『仰止録』の凡例では、「公と称するは芳烈公を称し奉る也」と説明している。公は必ずしも光政だけに用いられる言葉ではないが、岡山藩では真先に芳烈公光政を想起させるものになったのである。

このような明君録に現れる光政逸話は、明治以降の光政伝記においても、伝録だとことわりながらも頻繁に用いられることで、結果的に光政の実像となってきたと言える。しかし、言行録の多くの逸話は、後人の待望が反映されたものという性格を色濃くもっていることに注意深くなければならぬ。明君言行録がまったく無根拠なものとするのも当たらないであろう。それらは、実際の光政の言動に付加されたり、伝承の過程で脱落加工が起こったものと思わ

れるが、いずれにせよなんらかの史実を背景にもつと推定されるからである。

明君言行録と実存した光政の実際の言行との距離関係をなんらかの手だてによってはおかしてはかってみることは、明君の意味を考えるうえで興味深い問題である。明君録が採録している逸話の分野はたいへん広いが、本論ではそれらのうち、領民との関係、家臣との関係、幕府との関係の三分野を中心にして明君言行録と実在の光政との関係を検討してみたい。¹²

二 光政期の領民支配と明君像との距離

領民をめぐる明君像と実際政治との関係はさまざまな角度から検討することができるが、二つの間にある大きな落差を示す事例として、寛文七年（一六六七）の幕府巡見使の岡山来藩をとりあげてみたい。

1 明君録における巡見使の庄屋百姓尋問

明君録は、巡見使の領民尋問をくわしく記述している。そのいくつかを見よう。

イ 『吉備温故秘録』巻之六十九には「御国目付御巡見」というまとまった記事が収録され、そのなかに寛文七年巡見使にかんする記事もある。¹³『吉備温故秘録』は「有斐録」をふくむことよって、

全体が明君録の性格を帯びることになったと言える記録であるが、巡見使記事は『有斐録』の一編として現れるのではない。

この記事は冒頭に、寛文七年閏二月一八日に、老中から稲葉清左衛門・徳永頼母・高橋三四郎の三人に対して、出発に先だつて該当の国主・領主・代官へ幕府が触れた五箇条の「覚」をあげ、続いて、岡山藩領内での三使の行路と領民とのやりとりを記述する。三使は備中他領から、八月六日備中岡山藩領に入る。記録から興味深い個所を適記していこう。

八月六日、備中浅口郡西阿知村に泊り、津高郡野々口村・赤坂郡惣分村外の村々で「式斗（升か）麦」のことを尋問した。百姓側はその由来や実態について種々説明しているが、大筋においては「救を専と仕候」と答えている。この部分の問答の典拠としては「御都合所留」があげられている。もしそうだとすれば、巡見使通過後、各村でどういふ返答がなされたかを岡山藩が調べたことになる。おのずから藩への報告は、光政善政を強調する性格のものになったであろう。

八月十一日に三使は、某村で「庄屋又は案内の百姓」に対し、宗門および「神道の宗旨請」について尋問した。これに対し庄屋百姓は、京都吉田家を頂点とする神道組織、「歌（寄か）宮」の趣旨などについて答えたが、三使の、他国とちがい、坊主は全部還俗、寺領もすべて没収と聞いたが本当かとの尋問に対しては、寺領は「大かた付属し、少々は没収の寺も候」と答えている。つまり、巡見使

の事前の思い込みとは大いにちがうことを指摘しているのである。

次に三使は「升合せ」について尋問する。村の返答は、在来の「納升」で一石あったものを「京幣」で測ると四升八合の出目があること、領内の納升に京幣（京升）を使うようにという指示（寛文七年発令）の際この出目を「升合」と称したこと、これによって目上がるみただが「畢竟、百姓の出す所、給人の納る所、共に昔の如くにて、過不及はなし」であること、というものであった。つまり出目の生まれる升変更によっても負担強化にはなっていないと百姓の方で答えているのである。

同じ十一日の夜、ある出家が神主の不正や、光政が吉利支丹訴人を成敗したことを訴えてた。巡見使が庄屋に聞きただしたところ、あるいはそれは、家臣の若党で吉利支丹訴人の対象になった者を詮索したところ不明確だったので、光政がそのまま召使うように命じたが、不法のことがあったとして光政に断らずその家臣が手討にしたので、光政はその家臣と関係者を改易にした、その話のことかもしれないと答えた。この調査にあたって巡見使の家来は、「にくき出家也」と述べたという。ここでも、キリシタン詮索という国家的課題について光政の落度はなかったことが巡見使の側であらためて確認されるという逸話になっているのである。

八月十二日岡山泊、一三日片山（片上か）泊と進み、当地で三使は庄屋を呼んで「当国政事のあらまし」を述べさせた。庄屋は、先年当国では仕置を改め、過役は免じ「夫口米」以外の役はなくなっ

た、また、

百姓草臥し時は、下札(相か)にて救米出候。水損・日損にて、飢饉の時は扶持米をあたへられ。田地もなき鰥寡孤独の類、或は病者には常に其の恩澤ありて、産業をつとめて、それにも猶続きがたきは、過役ゆるされし恩誼の万一に酬んために、村より飢寒を救ひ候。然にまだ行届かぬ類は、上に申て救米を請ければ、国中に住者、身上につまり他国に走ることは、庄屋肝煎の無念に成ける故、飢寒の者まづ領分はなし。尤善事油断なく吟味し、善事を書上諫はこに、何者にも入置くれ(ば)、仕置月々年々に能成候。他国考合れば、忝なき事に候。

と返答し、続けて、神道も国主が命じたのではなく、国主の好むものだから自然に領民にも好む者が増えてきて、今では大方神儒に帰していると答えた。神儒の善し悪しはわからなくても、「国守好まれ、国政日々能成候へば、定て悪敷事にては、よもあらじ」と答え、「九十歳已上の者には金銀等をあたへられける、右に(付)百姓長命を願ひ、老を能養ふ様に成行候」と答えている。これらの返答にみられるように、政治の改良という認識に立って光政を信頼し、幕府から危険視されていた宗教政策についても無理強いはないことが強調される。村側の返答のもう一つの大事な点は、御救、養老のように、国主への信頼・期待が、もっぱら上による解決に終わらないで、下の側の自助努力を生み出す方向に働いていることである。

一方、浦辺巡見使という別の一行が、広島藩から二六日に下津井

にやってきた。これは向井八郎兵衛・高林又兵衛の両使である。両使は浦々で巡見し、庄屋を呼出しては「政事」について尋問したが、ほぼ同じような返答を得ている。そのなかに、「小盗」はなきかという問いがある。庄屋が、ないわけではないので村の中から悪人・盗賊が出ないようにしていると答えると、両使は「正直の言葉かな」と感心し、他国では盗みは一人もいないという回答だったと笑いながら応じている。庄屋は、藩領の内外で盗みを耳にしたら諸人のため忠節のためと思ひ密かに訴え出ることという触が出ていると述べた。これもまた光政の周到な仕置の印象を深めることになる。

ロ 池田家の家譜ではあるが事実上の光政明君録の性格をもつ前出『池田家履歴略記』卷之十一には「巡見使至」という項目があり、寛文七年巡見使来藩の経緯が記されている。

冒頭に幕府から該当藩へもたらされる「覚」が収載されているのは同じだが、ここでは七箇条である。巡見の記事はほぼ同じで、八月六日に備中内岡山藩領に入り、西阿知村宿泊、津高郡・磐梨・赤坂・和気郡等を巡見していく。十一日、某村で神道宗旨請や寄宮のことを尋問し、『吉備温故秘録』の「御国目付御巡見」と同様の返答を得て、「夫は諸国の評とは違えり」と巡見使の側が認識を改めている。また仏道還俗については本人の「心次第」であること、寺領は「大かた附属し少々は没収」されたこと、「升合」は「昔の如くにて過不及はなし」という返答を得たのも同様である。出家の訴も同じで、「にくき出家なり」と巡見使の家来が反応する。

十二日岡山止宿、十三日片上駅止宿、尋問と返答の記録などもほぼ同じである。浦辺巡見使についても同様であり、光政藩政は領民にとって「他国と考合は恭き事に候」という印象が強調される。

ハ「仰止録」三には「百姓共へ御尋に付御返答」という箇所がある。これも、明君録のなかに取り込まれた寛文七年巡見使の記録である。⁽¹⁴⁾この記録の仕方は、時間を追ってのものではなく、項目を羅列している。

吉利支丹改、神道宗旨講（請か）、寄宮、還俗、寺領、仏壇などの尋問では、返答を得た巡見使が、「他国にて相聞候とは違候と被仰候」と反応している。「天城村」では「町役及地子」の尋問があったが、町役は、巡見使などの際の掃除だけで「地子は前々より御免」と答える。升合は先にみたものと同じで、百姓・給人とも「昔の通」と答える。「御借し物」の利息の次に、野呂（野々口）村・惣分村ほか所々で「式升麦」の尋問が行われたが、利息を免じたり与え切りにすることをあげ、「兎角救を専に仕候」と返答しているのも同じである。桑・楮・漆運上・鉄砲打銀・材木伐出運上・山運上等については執拗な尋問が行われたが、それらはないことを返答している。

片上では、前出の記録にないこととして、御上使様御巡に付、国主様より何にても申度事候は、誰に寄らず遠慮なく申上候へと、末々まで内々御触にて候へ共、可申上事無之由申候。

と、事前に藩からの村々への働きかけがあったこと、しかもそれが尋問への返答内容の規制ではなく逆に言いたいことを申し述べることをすすめたことが記されている。そして村側が、言いたいことがないということは国主の政治を最高のものとして評価していることになろう。たゞ注意すべき点は、「末々の百姓どもは頭分のもの程には存間敷候」と答えている箇所である。これは下層の百姓たちが他国とくらべた岡山藩領の良さを知らないというように使われているが、これらを聞いて三使は、「此段にて仕置の大凶聞へ候と御感候」と感想をもらし、岡山藩政の抜群であることを巡見使が確認している。

「善事書」についても巡見使は事情を聞いて、「仕置の能しるしと御申候。」と評価する。神道については、国主の好むものを領民が次第に自主的に受入れていったという前出の記録と同じ説明の最後に、「但所に依り、代官庄屋心得違、神道に不成して不叶様に仕も有之様に承候。」と強制があったことを部分的には認めているのが興味を引く。ともあれ、「頭分」という表現のなかに、光政期藩政期の村落における上下階層のおおきい社会実態が反映しているように思われる。

日笠では巡見使が、巡見してきた各所で「御仕置結構」と答えたが、これは本当かという尋問があった。これに対しては、十五年以来過役御免になったし、公用に出ると費用が支給される。その外の事もこのことから推量いただきたいと返答している。浅口郡では、

十村庄屋が、「色々御国の善事を書付差上」げたが、そのなかに九〇歳以上に金銀を下されるので「老人を能く養ひ候様に成申候。」と前出の記録と同様の趣旨を述べ、付け加えて、このような「善事を不申上は、天罰如何と存じ申上候」と結んでいる。ここでは、光政は完璧な仁政主体の象徴となる。兎島では、百姓が様々の善い仕置を述べたうえ、

国主様の辱き義、命ながらへ御巡見様へ申上候事、何より以て珍重に奉存候。

とさえ述べている。同地でも、出家の訴人が現れるが、同様のいきさつを記したうえ巡見使が「憎き坊主め」ときめつけるところも同じである。おそらく当年の宗教政策実施の緊張のなかで、この出来事は広く知られた事件だったのであろう。

他の記録にないことであるが『仰止録』の浦辺巡見使は、「二月十八日公儀よりの御制札何ヶ所に立て候哉」と尋問している。これは巡見使来藩の通知とその際の注意事項を書いたものはずである。これについては、下津井、小串、日比の三箇所に立てられたという答えがあった。これを聞き巡見使は「浦々に立て候へ」と徹底させることを命じている。

牛窓では十七か村の庄屋・年寄・五人組頭・船持百五六十人を呼び出して、幕府からの書付や御札に触れ、「御仕置善悪」を尋問した。牛窓の三平、片岡の五郎左衛門、鹿忍の仁左衛門が、「国主様」は二〇年以來「正直」を好み、「諫の匣」を城下に出して「直訴自

由」にさせていると答え、以下こまかく藩の仕置と村側の努力を説明し、浦辺は、村中助合で扶持米も断わっているが、里方は痛みが大きいと答えた。巡見使はこれを聞いて「殊の外御感じ、斯様の御仕置聞候へば氣も心も晴候、下役へ具に書附候へと被仰候。」という具合であった。

吉利支丹改については、今度は巡見使の側が度量を示し、次のように説いている。

上様にも神道御嫌では無之、吉利支丹こそ御嫌にて候。何れも能承候へ。御法度にては無之ぞと、高聲に被仰候。大国さへ新太郎殿へ被遣候。何とも左様の法度可被仰付哉と被仰候。

これは將軍の信頼を幕府巡見使が強調して、光政の神道請けへ理解を示したことになる。坊主追放については、村側の強制立退きはないという弁明を聞いて、他所で聞くことと違うので「当地にて様子承驚入、定て立退候坊主共、先々に様々と可申と被仰、御笑候。」と、他の記録以上にけっして苛酷な仕置が行われていないことを強調している。

また、「当夏国主様より」「御巡見様へ、何事にも百姓共申上度事候はゞ、申上能様に、奉行代官とも不仕候。悪敷事は御下知を承、改候為に候間、少にても民共の手前押へ候奉行有之候へば、重て相聞候は曲事に可申付と申来候由にて、重々念入、何事も有様に申せと被申附候」という箇所がある。百姓の巡見使上申を阻もうとする奉行代官を国主光政が抑え、彼等を罰してでも率直に巡見使に百姓

の言い分を言わせ、将来の藩政に生かそうとしているということであるが、これに、巡見使が「正直なる御仕置に候、其上は申すにも聞にも不及、悪事は無之筈と被仰候。」と応じることをふくめて、他の記録をこえる誇張が「仰止録」では行われていると言えよう。

「御公儀御用」については、百姓は、毎年飛脚米三〇石余が宛がわれ、田は四つ畑は三つ四歩、売買にあたっては「高値に御座候」、今度の巡見使のような場合は、水船を出し、番船・助船に出るときは一日一升扶持をもらう、水主に夜出る場合は昼夜の扶持が宛がわれる、という答えがなされた。巡見使はこれに対し、「跡々の国にて左様の事は不聞候と被仰候。」という感想をもらしている。小盗については他の記録と同じで、「余国にては、盗みの事尋候へば、老人も無之と申したるとて御笑被成候。」と巡見使が述べている。火事の災難にあつた者に対しては、「類火」なら三〇日分の扶持を与え、竹木を与える、と村側が答えると、巡見使は「他国にても竹木は有之。扶持方の事は当国計りと被仰、具に御書付させ被成候。」と、書記役に詳記させている。運上についても尋問があり、「數運上」「いな(鱷)運上」があること、「いな運上」は十四五年前に免除になったが、運上を村のほうから「召上」てほしいと頼んで差し上げていると答え、巡見使は「下より断申出す運上も珍敷事と被仰候。」という感想をもらす。

吉利支丹改について、百姓が神主請のやり方を具体的に答えると、「念入たる事と被仰候。」という反応が返るが、ここには、光政の神

道請けを危険視する意識はすっかりなくなっている。「御公儀御仕置と違候事有之か」との核心的な尋問には、百姓は、

御公儀御仕置は不存候故考不申候。他国と承合、能事多御座候故、不足に存事無之、

と答えている。巡見使は「尤と被仰候」というばかりであつたが、これ以上の返答は考えられなかつたであろう。「仰止録」の一連の庄屋・百姓の返答は、あきらかに光政明君化の視点からの手加減を、作成者が加えたものとみてよいだろう。

ニ これまで見てきた三点の明君言行録ないしは言行録の性格も合わせもつ記録における、寛文七年幕府巡見使の庄屋百姓尋問について、ひとまず次のようにまとめることがゆるさるよう。すなわち、一八世紀末寛政年間の『吉備温故秘録』卷之六十九「御国目付御巡見」と『池田家履歴略歴』卷之十一「巡見使至」は、同じ資料をもとに整理されたとみてよい。私見では、前者を後者が取捨あるいは書写したと思われる。ともあれ、両者は近似している。しかし、一九世紀前半文政年間の「仰止録」の「寛文七年九月御巡見衆御廻り百姓共へ御尋に付御返答の荒増」では、問答が質量ともに膨脹し、光政称揚の程度が格段に上がっている。

2 寛文七年幕府巡見使宛百姓目安

「池田家文庫」のなかに、「国廻り上ル」と題して一まとめにされた六通(八文書)の目安群がある。⁽¹⁵⁾ この目安群はすでにこれまでに

利用されているが、奈倉哲三氏が、提出されたものという判断で論議されてきていることを批判し、「目安（訴状）作成者が下書きした文書を、幕府への直訴を恐れる藩側が探索によって事前に押収したものの写しと思われる。」と述べている。⁽¹⁶⁾この八文書は、純粋に信仰問題だけのものが二通あるが、他は信仰問題と経済問題を同時にふくむか経済問題だけの目安である。信仰問題だけのものは先の奈倉氏の議論に譲り、それ以外のものを以下に検討してみる。そのことで、寛文七年段階の岡山藩政あるいは光政に対する領民の認識を、明君録とはちがった角度からうかがうことができるはずである。

イ 寛文七年末ノ八月日付の「備州津高郡百姓目安之写」から見よう。この目安は、差出人・宛名を欠いている。目安の長い冒頭は「信仰問題」であり、「我代々宗門ヲ今度平譯つぶされ」という認識のもと、「天下之御風俗ニ被仰下」ことを求めたものである。光政の儒教奨励に対しては「新学宗ヲひろめ候て、慈悲正直之間へ候へ共、幾ばく相違有事ヲあらく申上奉ル。」と告発する。第一条も、「新学すすめ」の監視役を村に置いたため、「百姓痛」になっている、と儒教強制を告発している。

第二条以下、末条を残してすべて経済問題である。第二条は「御年貢之払銀」を一石に五匁も相場より「高ク御取被成候。」という不満である。第三条は麦年貢問題で、これは「余国ニ無之」ことで、百姓は払銀・利銀で「痛重之」という不満が表明される。第四条は榎替問題であり、升で食い違ふところは「免にて上ケ御取被成候。」

と抗議している。第五条は年貢の銀立が百姓不利で、このことは「明德之わさ」であると告発する。最後の第六条は、「吉利支丹御改」に神主を使い、「魚肉」を強制することへの抗議である。さらに、このような支配はじつは理解をこえるという意味で吉利支丹と同じで、「あつはれ吉利支丹住よげなる国」になっていると皮肉。この目安では、信仰問題と経済問題が一体である。

ロ 次に寛文七年八月日付の「乍恐申上候御事」を見よう。この目安は、差出人の所に「備前国津高郡」と記され、市橋・稲葉・徳永の三人の巡見使（三使）に宛てている。第一条は、上田は六尺三寸竿で五間六間三百坪の耕地であり、「二石代、御免（年貢）六ツ七分」が標準であること、その外に夫口糠藁を米一石に八升六合五才「御取」になる、と事実を記すが、これは高免への不満を記したものである。第二条は、「他国と指違、麦御年貢御取被成」ことを非難したうえで、麦米換算の不利、銀納の際の不利をあげる。

第三条では、二升麦は田畑一反に二升ずつを五年間徴収して利倍に貸し付けるものであることを説明し、「百姓かつえ」に及ぶ時は貸すとはいえ「近年かう免にてめいわく仕候へとも、只今迄壹俵も不被遣」と実施されていないことを指摘する。そして、「式升麦もはや大分に罷成候所ヲ、三つ忒分銀ニ御売取被為成候御事」と藩取にされていることを咎める。第四条では、「近年うゑ（飢）人・たへ（絶）人多ク出来申訳は、甲（高）免ニ被仰付候故、うへ人多ク御座候御事。」と、藩政を批判している。第五条は、御救と言いな

から、

中々御すくいにては無御座候。年々御免御取上被為成候内ヲ、忝ケ村ニて五人か三人かニ、米五升忝斗つ、被遣候。かう免ニ御取上被為成候米は、惣百姓より大分御取上被成、めいわく仕候御事と、御救になつていないことを責める。

第六条は、十村大庄屋に「大分米被遣候ニ付、国主様へ御ちうせつと仕、百姓共たへ申もかやうは不申候御事」と大庄屋のひどさを訴えている。第七条には信仰問題が混じり、近年任命された「村小代官衆」が「百姓たへ、うへ仕もかまわず、ぢゆほう(儒法)斗御す、め被成候へとも、百姓大きニいたミ申候へは一円かつてん參不申候御事」と反発する。信仰問題ではあるが、百姓は生活の「いたミ」として受取っている。末文も鋭い告発で、「少々御理(斷)申上候ても悪事と被仰候」ゆえ「乍慮外、差上申候事」と、三使への目安提出の理由を述べている。目安提出への圧力が強まっていることをうかがわせる。

ハ 播磨国赤粟郡の百姓目安を見よう。最初の目安は端裏に「志そうあらまし之書留」とあり、「赤粟須か村百姓八郎兵衛」という表題がある。これは差出人でもある。赤粟郡にはこの時、山崎藩が存在した。この藩は、寛永一七年(一六四〇)池田輝政の子輝澄が除封され、その後へ松井康映が入封して六万石を支配した。しかし慶安二年(一六四九)に松井康映が移封され、池田光政の弟備後守恒元が入封して三万石を支配した。延宝六年(一六七八)に恒元の

孫恒行が除封されて池田家からは無関係となるが、寛文七年は、まだ池田同族の岡山藩支藩であり、その政治方針もほとんど本藩に異ならなかったとしてよい。

第一条には、高二六六石六斗五升一合(二田高田領取調帳)では二七一石三升)、五七七代余宛、四斗八升代とある。これは村高、収穫量、年貢率を示したものである。第二条は、「懸り物」の桑茶、かこの木(楮か)、栗の木などが、「運上、出羽様代ニは十九匁式分程出候処ニ、備後様ハ十九年此方九十目つ、」というように、ほぼ四倍に増されたことを訴える。第三条は升である。石に四升も多い京升を納升に替え、その升は「町方にて大工ニ指申候由」と非難する。第四条では、「当春より、うゑ死ノ者三十四五人も可有之か、百姓死候時、其死人ノ諸親類ニ手形ヲさせられ候由」という問題を取りあげている。「手形」は、おそらく一言も異存はないことを誓わせるものであったと思われる。第五条は、「惣百姓かつゑ」に及んだが、ようやく三月から「かつゑふち」として麦を十一十五日分ほど「くれられ候」と言う。これも御救として機能していないことになるという。過重の訴えである。

ニ 次に「謹而言上仕事」を見よう。この目安は日付がなく、差出人は「赤粟百姓」、宛先は「御国廻様」である。

第一条は、「三左衛門様御代」(輝政)は上田一石代であったが、今は一石六斗二升代であると指摘している。第二条は、「寅ノ御年

地詰」で、本高五〇〇石が七〇〇石余に上げられたことを指摘する。その上に、今度の諸国巡見に当たり、

庄屋共、山さきへよひ、国廻衆御送候時ハ本高を申上候へと被仰付候事。

と告発している。巡見使尋問が領民に対して直接に行われることを想定したうえで、いわば返答内容の行政指導が行われたのである。

第三条では、高請田畠内の茶桑格漆栗の「役銀」が一九貫余、綿九八貫余、外に「あみ、さてうたき炭、白はし、材木板、つ、ら藤、かさ、牛馬をつなき申候つな、わん、かぐ、ひしゃく」などを「小物成」に徴収すること、しかも遅延すると一月に四分の「利」を加算することを訴えている。第四条は、麦年貢について、「小物成同前二月を定、こし候へハ利ヲ御取候事」と非難する。第五条では、領分境に一七箇所、「石（穀）物出入法度ニ被仰付、迷惑」であると批判する。これは農民間の領域をこえる自由な米穀売買を封じようとしたものである。また、「百姓かつゑ申候。当春も大分死申」だが、「草臥者ニハ家内下人ニひゑる尅斗八升ぬか麦尅斗二升、春中ニ被成候事」と述べているのは、御救実施の不適切さを衝いたのである。

第六条は、田畑の零細所持者を「浮人」として使役し「迷惑」であること、そして「高半分ニ引へ申百姓」に「ひくわん家米ヲ田地共ニ御引分被成候故、ひくわん家米なしニ成」ることがあることを告発している。この条項は、藩政とぶつかるのが、被官を使役する

階層にも及んでいること、当時の岡山藩領がこの階層の強い影響力のある社会であることをも同時に照している。第七条では、「役銀外ニ上々吉之茶御取候」と江戸茶の徴収に不満を述べている。これは一升を二升の量で納め、「其升ニテ四斗八升代ヲ売買ニハ五斗六升のひ申候小升ニテ御ぎ候間、京升ニ被成候ハ、恭可存候」というのである。末尾では「右之品々御免被成候ハ、有難奉存候事」と以上のすべてが百姓の苦痛であったことをうかがわせる。

ホ 次は「恐惶謹々上」である。この目安は、卯月二八日付で、差出人は「須か村惣百姓中」、宛名は「上代様」である。この日付は巡見使の播磨入国に備えたものであろう。第一条は、「三左衛門様（輝政）御代ニ御けん地」があり、「殊外さをつまり、其故、畝数たり不申、其上、高免ニ被仰付迷惑」であると言う。ここでは輝政も批判の対象である。第二条は、村高二二六石六斗五升一合は「三左衛門様高」、今は米大豆合わせ五七七代余であるが、内三九八代余は米、一七九代は大豆、但し四斗八升代にしたいという。輝政段階は検地で「さをつまり」になったが、寛文期はそれより二倍以上にもなっているのである。この升は、「京はん」（磐）より二代に四升ずつ過重に取る「ふとき升」である。物成は、毎年定免で、「世中ニかまわす御取り候事」、「就うへニ及、くずはらひほり、かつゑふちとて」一人に麦二合ツ、小升ニテ被下、迷惑」であること、と訴える。御救策への抗議である。第三条では、小物成銀を、「先代より只今ハ大分ニ御取候事」と批判している。

○(第四条)では、「麦年貢御取、迷惑候事、余国ニハ麦年貢ハ無之事」と批判する。○(第五条)では、「御共仕庄屋共申ハ、公儀様と一身(味)ニ成、作事斗中候」と庄屋層を告発する。○(第六条)は竹木御法度で、「百姓家仕」時「其材木を分ニつもり代銀御取候事、迷惑仕候」と指摘し、山畑林銀「重々御取、迷惑」と非難する。末尾では、「少しも偽不申候、年々御糾明被成仰付候ハ、有難可存」と結び、百姓の訴えが真実であることを強調している。

へ 次は「書上申候御断之事」である。四月二十八日付のこの目安は、差出人は「しそ塩田村百姓共」で宛名はない。塩田村は、「旧高旧領取調帳」では一二八石八斗余である。

第一条は、「備後様右代々」の「田畑帳」を捨て、「地つめ被成、村々帳ヲ作直し、高百石の在所は一六〇石程にし、「右之御代」より「殊外斗代上ケ」、「石見様(輝澄)周防様(松井康映)」よりは、「御免、則二様通り村より御上ケ」、その外に「夫領口米」一石八升ずつを徴収するといふのであるが、負担過重の視点から取りあげていることは疑いがない。第二条では、年貢を出す田畑での茶役、格役、桑木板・漆木・紙舟役の徴収を「二重御年貢と存候事」と批判している。

次の条項からは、一つ書のかわりに○印で区別している。○(第三条)は、山畑は村により五百メから三百メの銀を徴収すると訴える。○(第四条)は拵問題で、「天下様」規定の京幣なのに「当御代」は一石に四升ずつ、「ふとき升ニて御年貢御取候」と批判し、

「境目番所」を作つて「米大豆、他領より御入不成」「自由ニ京都ノ相は(相場)ニもかまハす、高ク御うり被成候。うりかい升ハ八合升ニ被成、諸しよく人まで迷惑仕候事」と升変更を責める。○(第五条)は、「先代」に一石に一斗六升であつた麦年貢が「今ハ」二斗、「さし麦ニさせ御取」と批判し、麦一石を大豆五斗に継続させるのが「百姓迷惑」と抗議する。

○(第六条)では、「右之御代」に大庄屋が「御免前も申上」げたのに、「今ハ」大庄屋もなく、「谷筋村ニて御そしやうをも可申様成庄やニハ、米五代十代ツ、被遣、此庄や共ニ小百姓そせう可申所もおさへ候様ニ成申、迷惑仕候」と曝露する。おそらく実際にこのようなことがあつたのであろう。これは、今回の巡見使への訴訟だけを抑えることではなく、日常的に「小百姓」たちの訴訟を庄屋層に抑えこませ、その懐柔のために、庄屋に米を与えていると解釈すべきであろう。○(第七条)は、「御上代様」の尋問に対しては、「周防様御代之高物成」を申上げるようにせよ、「只今ノ高免申候者ハ曲事」という指示が村に伝えられたといふのである。巡見使の尋問に百姓が答えないといふことは許されないから、その返答内容に規制を加えたのである。この条には、「村々一ケ村も不残御書付御渡候、御領地内ニて可申上事、成不申候故、御跡をしたい申上候事」ともある。本当の事は領内では言えないので、巡見使の跡を追つて、目安を差し出したいといふのである。末尾には、「右之御断天下様之御仕置ニ相違申候事御さ候ハ、一ケ条成共御取被成被下

候ハ、百姓共恭可存申候。」とあり、百姓側が不満をぶつけるだけでなく、「天下様」というもう一つ上位の権力によって難儀を解決できると考えており、それゆえに「天下様之御仕置」と光政の仕置を比較させようとしていることがわかる。

ト これまで見てきた津高郡・宍粟郡百姓目安について、次のようにまとめておきたい。

津高郡百姓は、巡見日程のなかで目安を提出しようとし、宍粟郡百姓は巡見使来藩の通知の後四月段階に準備して山崎藩領外で提出しようとしたものと思われる。したがって、津高郡の目安は完成間近の案文が、宍粟郡の目安は準備開始間もなくの案文が見つかった。岡山藩に押収されたものと思われる。⁽¹⁷⁾その際、儒学普及のために村々に配置された者たちが、百姓上訴の動きの察知と目安押収に力を発揮したものと推測される。また、宍粟郡では巡見使尋問への百姓返答に藩からの行政指導が行われたこともわかる。訴訟する百姓が用いた論理は、「百姓迷惑」の強調であり、「天下様之御仕置」あるいは余国・他国並と相違していることの告発であった。またこの時期、領主側も庄屋層を掌握しようとしているが、小百姓層が庄屋層を牽制しようとしている動きも見られ、上下二つの力が対峙していることがうかがわれる。

3 『池田光政日記』にみる当年の政治主眼「直ノ仕置」

現実のもう一方の極である光政自身に焦点をあてて見よう。さい

わい、長期にわたり藩主自らが書き残した日記が与えられている。⁽¹⁸⁾日記がかならずしも正確だということはできないが、当年の光政の政策意図、心意、身の状況を窺うもつとも良質の史料であることはまちがいない。

寛文七年巡見使が来藩した頃は、光政の藩主としての晩年にあたっており、年齢も五七才で、老境と言ってよい段階である。しかしこの時期光政は、谷口澄夫氏が「寛文の改革」と呼んだ、強力な領内統制に乗り出していた。⁽¹⁹⁾寛文六年（一六六六）にはキリシタン神道請、寺院淘汰、寄宮などの宗教政策を実行し、その理念である「申渡覚」九箇条をだす。日記の記述から、宗教情勢を除いて、領民との関係に関する部分を抜出してみよう。

・五月一六日 不作で「国中くたひれ、此上秋悪候ハ、き、ん眼前」と、飢饉の恐れを示唆し、「弥々無油断其旨ヲ可存候」、「たくはへ麦はとも聞候事」と警告している。これより十年ほど前の承応三年（一六五四）に、大洪水で幕府から借金するほどの領内飢饉を経験した光政は、つねに災害や不作の不安を持ち続けていた。この日の日記にはまた、「直ノ仕置」、「上様御政万事直ニ」、「公儀ニ一入つよく此所ニ御心付候上ハ、猶々以自国之仕置専一」と、公儀（幕府）政治への強い関心とともに、「自国之仕置専一」をも覚悟し、その基本態度として「直ノ仕置」を指摘する。

・七月一日 「万事直ニ仕度と申主意を、何も能かてんなくハ、事之上ノ枝葉」、「五倫正しき事本」、「第一、对上様不忠至極」と、

長い意見を書いている。

・八月五日 「国中、近年取実悪ニ付、当年京へ借銀仕、一郡ニ三十メツ、かし可申候間」と、悪作が現実となり、商人から借り入れた金を村方に貸し付けている。

寛文七（一六六七）年には、参勤交代で江戸に登るが、輝政・利隆の遺骨を和意谷敦土山に改葬し、国中の升を京升に改め、寄宮を七一社創っている。光政が留守の時に巡見使は来藩した。日記には巡見使への言及がない。

・二月二十四日 「公義ノ舛と此方之納とちかい候事不快候間、納も下用も一同ニ公義ノ舛ニ申付候」と、公儀升に合せる理由を述べている。光政にとって、公儀はきわめて大きな比重を占めるものであった。

・閏二月二十九日 「主税介しかり候事、在々へ参、百姓よひ出しかり仕、おこり（奢）たる仕合ニ付しかり申候」とある。これは、百姓に苛酷に当たった家臣に対し、その行為を戒める光政の姿勢を表わしている。

・二月二十九日 「うへ人、はし々々就在之」、郡奉行・代官に「あつめまいまた在之候へ共、其上ニ高巻万石ニ三十石つ、米かし、すくい可申候事」と、飢餓にかんする記事が現れる。米貸による御救政策である。

・三月一四日 「留守之義不息可相勤事、法可立と存候へハさハる事有、成次第と思へハなる、物也」とあるのは、参勤交代に当

たって家臣に注意を与えたものである。

・三月一五日 「少一揆などニは番頭申付置候」とあるのも、参勤に当たって、領民の不満噴出への警戒を注意したものである。

・六月一六日 麦悪で「民弥々くたひれ」、「救候ハたりに成かね候ハんと存候間、当麦成半分免可申候」と、麦年貢の半免を考える。

このように寛文六年、七年の日記を見ていくと、光政は、個性としては、つねに政治の標語を掲げる意欲を示すところがある。この時期にあつては、「直ノ仕置」がその標語である。「直の仕置」とは、一般的には將軍あるいは大名、家老、奉行、代官など、それぞれの為政の立場にある者が直接の責任ある指示を行うことと解されるが、さらに、五倫正しく身を処するということを光政は要件にしている。当年の光政は、このような意味を込めた「直ノ仕置」を重視し、それを概念として家臣たちに注入しようとしていたのである。

もう一つは、「すくい」政策を「百姓成立」策の中心におこうとしていたことである。その御救には、貸与と給与の二つの場合があるが、いずれにしても、光政の為政行為は「すくい」の政治として現れるものであった。

4 「天下の田地」論を支えとする選別的「救」政策への帰着

寛文八年（一六六八）一月「郡奉行へ命令」⁽²⁰⁾を見ると、次のように郡奉行に注意している。郡奉行は、とにかく百姓を倒してはならない、「飢人」をだしては「君意」にそわないと「手前不成百姓」

に「毎年救」を与えている。そのため、農業を怠り「救を貪百姓」は「年々定救」を受けて「扶持人」のようになり、「農業を励、年貢も人二先達て払、手前も左のみ迷惑不仕百姓」には何の沙汰もない。

そこで光政は、御救について、次のように指示しなす。悪い仕置というのは、「上へ財を為可取、百姓之倒を不構取潰」というやり方であり、きまったよう毎年御救を行うやり方は「我（光政）本意ニ大ニ違」っている。元来、「田地は天下の田地ニて、四分六分は天下之通法」である。「四分米を以、世を渡は、百姓之正敷家業」である。光政は、「百姓成立」をたんなる成立ではなく、領主あるいは地域も合わせ、収穫の六割の成果が提供されることを前提にした成立とし、それを前提にした経営維持のための御救の実行を考えるのである。その論理を支えるのが、「天下の田地」という理解である。そこでついに光政は、「救を如貪之心根有之、費田地壞風俗者は、倒候共不構、救候事無用之事」と、役人たちに指示するに至る。御救一般ではなく、選別された御救を正しいとするのである。このような切り捨て論でよいと光政が納得する根拠は、百姓の田畑が「天下の田地」であるという認識なのである。

5 明君録形成の現実的根拠とその規定力

以上の検討から、次のように結論したい。

寛文期の光政は、津高・六粟郡百姓の目安に見るような、小百姓

登場を土台にした、公儀仕置、他国・余国並を求め「百姓痛」「百姓迷惑」の訴願状況に立向かいつつ、「直ノ仕置」論に立って、「天下の田地」論に支えられた御救論を鍛えることで克服しようとしていた。

寛文七年幕府巡見使への村々庄屋百姓返答は、この社会的緊張を赤裸に伝えていない点では虚偽であるが、庄屋・頭分が藩主の御救政策を村請して小百姓との矛盾を緩和させることができているような村方では、国主像・村方像ともに実状を反映している面を持つと言え、この場合は真実を伝えていることになる。「兎角救を専に仕候」というような返答がそれである。

実際の生活の場で進行している対立・矛盾をすっかり殺ぎ落としているような村々返答をふくめて、およそこれらの返答は、基本的には藩主を規制するものとして機能する。すなわち藩主の座右におかれるべき『君則』である。しかし、為政者だけを規制するのではない。それらは、村のあり方、村役人・百姓のあり方をも規制するものともなるのである。「鰥寡孤独の類或は病氣者には、夫々に産業を致させ、若統不申者有之候ても、年々国中過役御免被成候故、せめて其御恩に、是は村より飢寒を救ひ申候、村々手に余候へば申上、御救を申請遣し候、国中に住居仕候者、身上不成候とて他国仕候事、庄屋肝煎の無念に成候故、国中に無御座候」(『仰止録』三、和氣郡片上村返答) というような返答が残った場合には、かりにその内容が事実でなくても、それが以後の各身分の行動を規範化する

という意味で、現実に対する規定力を發揮する、と私は考える。かりに明君言行録が作成されておらず、その素材程度の口承段階でも、影響力はもつてであろう。言い方をかえると、大名人格論が同時に百姓人格論をも包摂しているのである。

注

- (1) (5) 「吉備群書集成」第四輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年。
- (2) 近世で用いられる「名君」と「明君」の間には、子細に検討すれば意味のちがいが引き出せるように思われるが、これについては別の機会を期したい。
- (3) 「池田家履略略歴」日本文教出版株式会社、一九六三年。
- (4) 「日本史研究」三八〇号、一九九四年四月。
- (6) 石坂善次郎「池田光政公伝」東京印刷、一九三二年。
- (7) 「終生新太郎の称を改めず」『吉備温故秘録』卷之百一（『吉備群書集成』第十輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年）。
- (8) 「統々群書類従」第三、国書刊行会、一九〇七年。
- (9) 第一四〇話「備前風の一変」前出「吉備群書集成」第十輯所収。
- (10) 「池田家文庫藩政史料マイクロ版集成」「法令集」卷之七「諸臣教令部」E2-110*TEB-002
- (11) 「御留帳」A1-85*TA A-011
- (12) 本稿では、三つの側面のうち領民との関係だけを記述する。九四年七月一六日の岡山藩研究会全体会で報告した際に配布したレジюме・史料では、全容を提示した（『岡山藩研究』第一一〇号、九四年九月）。
- (13) 「寛文七年丁未巡見使」『吉備温故秘録』卷之六十九（『吉備群書集成』第九輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年）。
- (14) 「仰止録」三（『吉備群書集成』第四輯、吉備群書集成刊行会、一九三二

年。

- (15) 「国廻り上ル」P3-17*YPC-001
 - (16) 奈倉哲三「一七世紀中葉の宗教情勢―光政期岡山藩の信仰動向と幕府の対応―素描1」（『岡山藩研究』第九輯、一九九四年五月）。
 - (17) この部分に関して、しらが康義氏から、押収案文とみている点で奈倉哲三氏と共に、また私に対しては巡見使の行路と日程についての批判を受けた（奈倉哲三氏の「一七世紀中葉の宗教情勢―光政期岡山藩の信仰動向と幕府の対応―素描1」（『岡山藩研究』第九輯、に対するいくつかの疑問）。認識が不十分であったところは率直に改めていきたいが、すでに述べたように、共衆郡百姓が「御領地内」では言えないので、巡見使の「御跡をしたい申上候事」と目安「書上申御断之事」に記している点は、提出方法や日程にも関わることで検討を深めたい。
 - (18) 林原美術館所蔵池田光政日記自筆日記マイクロ版（丸善株式会社）。
 - (19) 谷口澄夫「岡山藩政史の研究」塙書房、一九六四年。
 - (20) 「郡奉行へ命令」E2-15*TEB-001
- 後記 本稿は、一九九三・四年度早稲田大学特定課題研究助成費（共同研究）「岡山藩成立過程の研究」による研究成果の一部である。